

和光市 報道発表資料 令和 3年 12月 2日

タイトル	和光市議会「元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会」への地方自治法第100条に規定する調査権の権限付与について
------	---

いつ 実施日時・工期	令和3年12月2日（12月定例会）
どこで 会場・開催地等	和光市議会
だれが 主催者・関係者	元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会 委員長 安保 友博
なにを 事業内容など	特別委員会に地方自治法第100条の権限を付与した。
なぜ 目的・理由	元和光市職員の不祥事に関し、議会として市民に対する説明責任を果たすため、事件の背景や人事管理、内部統制、公金の管理、公益通報制度等の調査を行い、原因の究明をし、再発防止に向けた方策を市に提言する。 元職員の巨額詐欺・窃盗等不祥事が発覚し、その調査の中で当該職員のパワーハラスメントや国庫補助金の不正処理など複数の点で疑義が生じた。全ての疑義を解明し、再発防止を図る。
どうした 経緯・経過	元和光市職員の不祥事に関し、全議員賛同のもと令和2年9月25日に地方自治法第98条第1項の規定による権限を付与する特別委員会を設置し、本年11月末現在で全21

	<p>回の委員会を開催し、事実関係や市の説明の確認が必要と判断したため、地方自治法第98条の事務検査においてできる限りの調査を行い、かつ、さらなる権限の行使が必要であるとし、地方自治法100条の権限が付与されるに至った。</p>
金 額	—
そ の 他	
<p>問い合わせ先 担 当 課</p>	<p>和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会 委員長 安保 友博 電話 090-8341-0826 課 名 議会事務局 議事課 氏 名 課長 遠藤 秀和 電 話 048-464-1111 (内線5222)</p>

決議案第2号

(和光市議会)

元和光市職員の不祥事に関する調査に関する決議

上記の決議案を和光市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年11月24日

和光市議会議長 齊藤 克己 様

提出者 元和光市職員の不祥事に関する
調査特別委員会委員長

守保友博

元和光市職員の不祥事に関する調査に関する決議

元和光市職員の不祥事に関することについて、地方自治法第100条の規定に基づく調査を、以下のとおり実施する。

1 調査事項

- (1) 元和光市職員の不祥事に関する事項（詐欺・窃盗・業務上横領の各刑事事件、所管課における預かり金管理の問題）
- (2) 公益通報、内部通報に関する事項
- (3) 元和光市職員によるパワーハラスメントに関する事項
- (4) 平成21年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金についての疑義に関する事項
- (5) 定期巡回サービスにおける情報システムの導入事業の疑義に関する事項
- (6) その他、上記に関する一切の事項

2 調査権限

1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項の権限を元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会に委任する。ただし、地方自治法第98条の調査は引き続き行うものとする。

3 調査期限

上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

4 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、25万円以内とする。

以上、決議します。

令和3年12月2日

埼玉県和光市議会